

令和元年7月4日

事後審査型制限付一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

地方独立行政法人大阪市民病院機構
理事長 瀧藤 伸英

1 担当

(1) 契約担当

地方独立行政法人大阪市民病院機構
大阪市立総合医療センター財務部財務課（契約管財）
大阪市都島区中野町5-15-21 都島センタービル5階
電話06-6929-3626
メールアドレス：xc0004@osakacity-hp.or.jp

(2) 事業担当

地方独立行政法人大阪市民病院機構
大阪市立総合医療センター
大阪市都島区都島本通2丁目13番22号
電話06-6929-1221

2 入札に付すべき事項

全身用X線CT撮影装置
東芝製 CT装置
Aquilion64 TSX-101-A

3 開札日時

令和元年8月6日(火)10時

4 現地説明会及び保管場所等

次のとおり現地説明会を実施するので必ず参加すること。当該説明会に参加しない場合は本件入札に参加することができない。

実施期間：令和元年7月22日(月)から令和元年7月24日(水)のうち17時～20時の間とする。

※令和元年7月12日(金)17時15分までに上記1(1)のメールアドレスに、①業者名、②担当者名、③連絡先、④希望日時の事項を記載した電子メールを送信し、現地説明会の日程を調整すること。

※時間については、17時～、18時～、19時～の3枠とし、希望日時を第一希望から第三希望まで記載すること。

※ただし、本法人がやむを得ないと認める場合は、上記以外の日時に実施できるものとする。

※日程の調整が完了次第、本法人担当より日時を通知する。

保管場所：大阪市立総合医療センター(大阪市都島区都島本通2丁目13番22号)

提出書類：現地説明会参加申請書(現地説明会の当日に提出すること)

説明会所要時間：約1時間程度

5 入札参加資格

- (1) 本件入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者に該当しない者であること
- (2) 大阪市民病院機構競争入札参加停止措置要綱に基づく参加停止措置を受けていないこと
- (3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱

別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと

- (4) 法人にあつては登記事項全部証明書等の写しを提出できること
 - (5) 法人にあつては法務局発行の印鑑証明書、個人にあつては市区町村長発行の印鑑証明書（いずれも発行後3か月以内のもの）を提出できること
 - (6) 本件入札にあつて許可等が必要な場合は、当該許可等を証する書面（古物商許可、金属くず商、高度管理医療機器等販売業・貸与業等の写し）を提出できること
 - (7) 上記4に記載の現地説明会に参加すること
- 6 契約条項等の交付方法
公告日から入札日まで、本法人ホームページにて交付する。
- 7 入札保証金
免除
- 8 契約保証金
契約金額の100分の10以上を令和元年8月14日(水)までに納付すること。ただし、契約金額の全額を即納する場合は免除する。契約保証金は契約締結後、売払代金に充当することができる。
- 9 売買代金納付期限
令和元年8月22日(木)までに納付すること
- 10 物品引取日
令和元年8月24日(土)とする。ただし、変更の必要が生じた場合は、売払人と買受人の協議により決定する。
- 11 物品買受申込書及び入札参加資格審査資料提出期限
- (1) 令和元年8月5日(月)17時15分必着
※開札結果は令和元年8月6日(火)開札後に入札参加事業者全員に通知する。
 - (2) 入札結果の公表
入札終了後、本法人ホームページで公開する。
- 12 入札の方法
- (1) 物品買受申込書には、取引に係る消費税及び地方消費税分を含む金額を記載すること。また、契約書・本公告文等の内容を十分確認した上で、入札すること
 - (2) 物品買受申込書及び下記13に記載の「入札参加資格審査資料」は、上記1(1)宛てに大阪市民病院機構契約規程第26条第2項による郵便等（書留等、受取確認出来るものに限る。）により提出すること。その他の方法による提出は受け付けない。郵送後、郵便等事業者名・郵便物追跡番号を上記1(1)に記載のメールアドレスに送信すること
- 13 入札参加資格審査資料の提出
上記5 入札参加資格(4)(5)(6)に記載の書類のうち必要な書類を、物品買受申込書と同封し提出すること
- 14 入札に参加できない者
大阪市民病院機構契約規程第3条に該当する者、大阪市民病院機構入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けている者及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者

15 入札の無効

大阪市民病院機構契約規程第29条第1項の各号のいずれかに該当する入札

(注) 開札後落札決定までに、物品買受申込者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

16 落札者の決定

有効な入札を行い、予定価格を上回った事業者のうち最高の価格で入札を行った者を落札者とする。

17 入札にあたり特に注意する事項

- (1) 売却機器の所有権は、現地での引き渡しをもって買受人に移転するものとする。
- (2) 入札金額は撤去、移設、引き渡し後の機能保全、及び安全措置等に要する全ての費用を差し引いた金額とする。
- (3) 契約保証金及び売払代金の振込手数料は買受人の負担とする。
- (4) 契約締結後、引き渡しまでの間における売払機器の劣化等については、本法人は責任を負わない。
- (5) その他詳細事項については、仕様書のとおりとする。

18 その他

- (1) 契約保証金が令和元年8月14日(水)までに納付できない場合、及び契約金額の全額を即納できない場合は、大阪市民病院機構契約規程第40条第3項の契約締結の手続を怠ったとして、落札の決定を無効とすることがある。
- (2) 落札決定後契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。
- (3) 落札者は、契約締結までに、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に準拠し誓約書を提出すること。誓約書の提出がない場合は、大阪市民病院機構契約規程第29条に該当するとして、その者に係る入札は無効とする。
- (4) その他、本公告文に定めのない事項は、関係法令、大阪市民病院機構会計規程、大阪市民病院機構契約規程及び入札参加者心得等の定めによるものとする。